



最低賃金

大分県最低賃金(地域別)

効力発生日: 令和8年1月1日

1時間 **1,035** 円

特定(産業別)最低賃金

効力発生日: 令和7年12月25日

鉄鋼業

鉄鉄鋳物製造業、鋼板の切断加工、鉄スクラップ処理業など

1時間

1,176 円

非鉄金属製造業

銅の製錬、アルミの再生、電線・ケーブルの製造業など

1時間

1,116 円

電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

家庭用・業務用の電気機械器具、携帯電話やICなどの製造業

1時間

1,066 円

自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業

造船、船の修理、自動車・自動車部品の製造業など

1時間

1,055 円

自動車(新車)小売業

自動車新車の販売業

1時間

1,061 円



広報キャラクター「たしかめたん」

業務改善助成金
サイト



キャリアアップ
助成金
サイト



最低賃金に関するお問い合わせは
大分労働局または
最寄りの
労働基準監督署へ

